

平成 31 年第 5 回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成 31 年 3 月 25 日（月）午後 3 時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 応接室
- 3 出席者 長谷川教育長、長沼委員、渡辺委員、小林委員、佐藤委員
- 4 説明のための出席者
栗山教育部長、遠藤教育総務課長、栗林子育て支援課長、
高橋小中一貫教育推進課長、捧教育センター長、恋塚生涯学習課長、
大谷教育総務課課長補佐、西澤教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1 人
- 6 議 題
 - (1) 会議録の承認
平成 31 年第 2 回教育委員会定例会会議録
 - (2) 報告
報第 1 号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）
報第 2 号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）
報第 3 号 専決処分報告について（平成 30 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会
所管分））
報第 4 号 三条市議会 3 月定例会の概要について
報第 5 号 平成 30 年度第 2 回三条市学校給食運営委員会会議録について
報第 6 号 三条市立嵐南小学校・三条市立第一中学校プールに係る訴訟の判決の概要に
ついて
 - (3) 議事
議第 1 号 三条市助産の実施及び母子保護の実施に係る負担金徴収規則の一部改正につ
いて
議第 2 号 三条市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正について
議第 3 号 三条市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正等
について
議第 4 号 三条市特別支援児童・生徒就学指導審議会規則の一部改正について
議第 5 号 三条市立理科教育センター運営規則の一部改正について
議第 6 号 三条市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について
議第 7 号 三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正について

議第 8 号 三条市高等職業訓練促進給付金等交付要綱等の一部改正について

議第 9 号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について

議第 10 号 三条市文化財保護審議会委員の解嘱について

議第 11 号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の任命について

(4) 次回教育委員会定例会の日程について

7 審議の経過及び結果

(1) 会議録の承認について

長谷川教育長から平成 31 年第 2 回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(2) 報告

報第 1 号 専決処分報告について（教育委員会事務局職員の人事異動）

遠藤教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 2 号 専決処分報告について（校長及び教頭を除く教職員の人事異動の内申）

高橋小中一貫教育推進課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 3 号 専決処分報告について（平成 30 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会
所管分））

遠藤教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 4 号 三条市議会 3 月定例会の概要について

栗山教育部長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第 5 号 平成 30 年度第 2 回三条市学校給食運営委員会会議録について

遠藤教育総務課長が説明

(小林委員)

資料に「ドリンクタイムの見直し」という記載がありますが、見直しの前後がよく分からないので、どういう時間帯に牛乳を飲んでいたものをどのように変えたら改善されたのかというところをお聞かせください。

(遠藤教育総務課長)

今年度取り組んでまいりましたドリンクタイムの見直しにつきましては、これまで給食の直後に給食とは切り分けて牛乳を飲むということにしていたわけですが、そうする

とある程度満腹になったところに牛乳を飲むことになるので、飲みにくいということもあるのではないかとということで、例えば小学校の午前中の 20 分休みや 5 時間目の開始前、あるいは終学活のタイミングなど、給食の時間と離れた時間に飲んでいただいているところをごさいますて、その結果として上昇傾向であった残食率が減少傾向に転じたことから、この取組を他の学校へも広げていきたいということでございます。

報第 6 号 三条市立嵐南小学校・三条市立第一中学校プールに係る訴訟の判決の概要について

遠藤教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

(3) 議事

議第 1 号 三条市助産の実施及び母子保護の実施に係る負担金徴収規則の一部改正について

栗林子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

議第 2 号 三条市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正について

栗林子育て支援課長が説明

(小林委員)

所得制限が無くなるということと、はりやマッサージといったものも加えられるということの 2 点でしょうか。

(栗林子育て支援課長)

1 点目につきましてはそのとおりでございます。2 点目につきましては、はりやマッサージは現在も給付の対象ではありますが、患者は一旦窓口で患者負担分を支払った上で後ほど申請することで一部負担金を差し引いた額が助成金として返金されるという少し時間の掛かる手続であったものを、窓口で一部負担金のみを支払えば、あとは市からはり師等に直接支払をするという方法に変わるものでございます。

議第 3 号 三条市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正等について

恋塚生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

議第 4 号 三条市特別支援児童・生徒就学指導審議会規則の一部改正について

高橋小中一貫教育推進課長が説明

(小林委員)

過去に就学指導という言葉を使っていたことに意図があったのでしょうか。ただ語句の統一が図られていなかっただけなのでしょうか。

(高橋小中一貫教育推進課長)

昨今、インクルーシブ教育又は差別解消法の施行などで特別な支援を要するお子さんへの支援を充実していくということで、通知、通達を含めて指導から支援という言葉に変わってきております。そのような中であって、指導ではなく支援をしていくというしつかりとしたスタンスを築いていかなければならないということで、就学支援という言葉へ改訂をするものでございます。

議第5号 三条市立理科教育センター運営規則の一部改正について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

議第6号 三条市教育委員会事務決裁規程等の一部改正について

遠藤教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

議第7号 三条市ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正について

栗林子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

議第8号 三条市高等職業訓練促進給付金等交付要綱等の一部改正について

栗林子育て支援課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

議第9号 さんじょう一番星育成事業実施要綱の一部改正について

捧教育センター長が説明

(小林委員)

国語の参加者が少なかったということでしょうか。それとも効果がなかったということなのでしょうか。また、別な理由があったのでしょうか。

(捧教育センター長)

国語についても効果はありましたが、事業を見直す中で発展的な学習をするこの日曜マルシェにつきましては、数学1時間、英語1時間のほかに英語検定の学習や数学の応用問題の演習の時間に充てることで、数学と英語の学力を確実に高めようと考えたものでございます。国語については、例えば読書や作文を書くなどの学び方の指導をしていきながら、教室としては数学、英語に重点化していきたいと考えております。

議第 10 号 三条市文化財保護審議会委員の解嘱について

恋塚生涯学習課長が説明

(長谷川教育長)

教育委員会が委嘱した委員を 3 月 31 日をもって解嘱をし、新たに市長が委嘱をする
ということですよ。

(恋塚生涯学習課長)

そのとおりでございます。

議第 11 号 三条市公民館長、分館長及び分館主事の任命について

恋塚生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

(4) 次回教育委員会定例会の日程について

遠藤教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 1 時 30 分

〔会場〕三条市役所栄庁舎 応接室

8 閉会宣言 午後 4 時

三条市教育委員会会議規則第 38 条及び第 39 条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正 二